

2021年3月23日

関係者各位

株式会社伊藤喜三郎建築研究所  
代表取締役社長 原 勇次



新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言解除に伴う当社対応について

平素は格別のご高配を賜り厚く御礼を申し上げます。

この度、政府による1都3県の新型コロナウイルス感染症における緊急事態宣言が解除されたため、今後は下記のようにいたします。

引き続き、お取引様や関係者の皆様と綿密なコミュニケーションを取りながら業務を遂行いたしますので、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

#### 記

##### ■対象

- ・本社、大阪支店、九州支店  
※仙台支店は宮城県・仙台市の緊急事態宣言中のため週3日程度の在宅勤務

##### ■実施時期

- ・3月22日（月）以降  
※政府、自治体の動向により随時判断していく

##### ■実施項目

- ・在宅勤務  
週に1回の程度の在宅勤務を実施します。
- ・時差出勤  
10:00～16:10のコアタイムによる時差出勤とします。
- ・Web会議  
できる限りTeamsやZoom等によるリモート会議を実施します。
- ・感染予防対策  
マスクの着用、ソーシャルディスタンスの徹底、手洗い、消毒の励行等。  
また、当面は会食等も控えさせていただきます。

以上